

令和4年度 児童相談所一時保護所第三者委員活動結果について

第三者委員の役割

- (1) 入所児童から一時保護所の生活等に関する相談の直接受付
- (2) 一時保護所の生活等に関して、権利擁護や福祉サービスの向上の視点から、入所児童、一時保護所及び児童相談所に対して助言
- (3) 一時保護所の日常的な活動状況の把握

活動の概要

令和4年度は4名の第三者委員が、月に一度、担当の一時保護所に出向き、主に次の活動を実施しました。

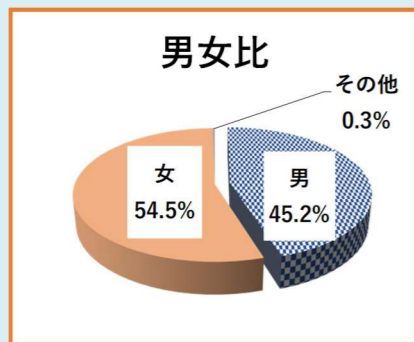
- 児童との面談
- 児童との昼食や日課活動への参加
- 所長、課長代理との意見交換

児童からの相談の特徴

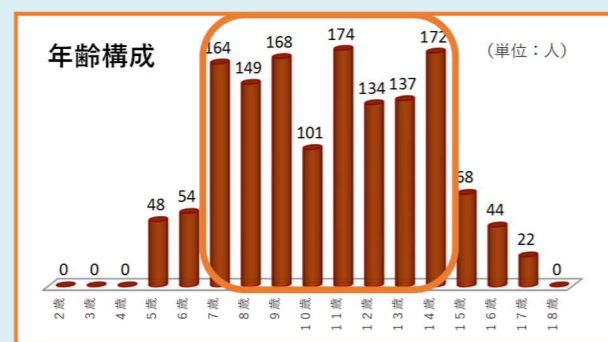
令和4年度実績

総相談件数 1,435件
相談児童数 825名

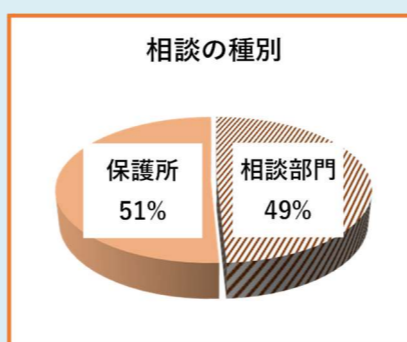
相談児童数（月別の実数合計）は825名であり、総相談件数（一人の児童が複数の相談した場合に1件ずつ計上）は1,435件。
1所の月平均相談件数は約15件。



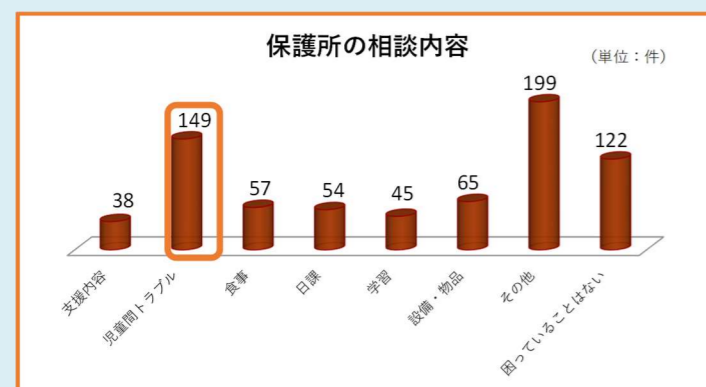
やや女兒の相談が多い傾向



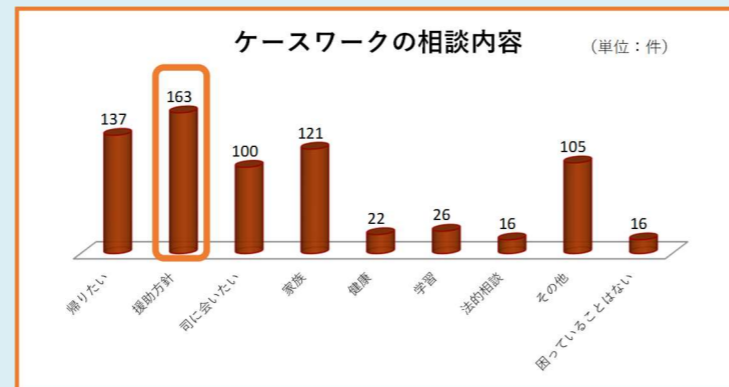
年齢別では7～14歳が多い



保護所に関する相談が約5割



児童間トラブルに関する相談が最も多い



援助方針についての相談が最も多い

第三者委員からの主な意見等

(1) 児童間のトラブルについて

・周囲から孤立しており、他児と仲良くなりたいとの児童の訴えについて、対応願います。
(対応例) 本児の特性を踏まえ、保護所職員から「すぐに怒ったり感情的にならずに、他の子にも優しい気持ちで接しよう」等、他児との関わり方について話し、行動改善につながるよう支援を行った。

(2) 保護所における支援内容について

・他児のいない時間を作ってもらっており、今後もそうしてほしいとの児童の訴えについて、対応願います。
(対応例) 個室に限りがあるものの、児童の希望を参考に、職員の目の届く範囲で脱衣所を利用する、散歩等の機会を多くとる等の工夫をしている。

(3) 学習について

・保護所に来て勉強が追いついて、勉強がきらいじゃなくなったとの児童の話、及び漢字を覚えるドリルがほしいとの児童の訴えについて、対応願います。
(対応例) 「苦手だった学習をがんばっていることはすばらしい」と本児をほめるとともに、希望する漢字ドリルを貸し出す等の対応を行った。

(4) 児童が抱える今後の不安について

・施設入所が決まったが、そこに行った後に慣れることができるか不安であるとの児童の訴えについて、施設見学をする等、児童が安心した気持ちになれるよう対応願います。
(対応例) 施設の特性上、事前の見学は難しいことがわかったが、パンフレットを用いて施設についての説明を行い、児童の不安を軽減する対応を行った。

令和5年度における東京都の取組

- 児童が安全・安心な生活を送れるよう、日頃から職員が児童を見守り、児童の特性に応じた支援を行うとともに、第三者委員の毎月の活動、アンケートの実施、意見箱の設置を通して児童の意見や要望を把握し、支援の改善に努めていきます。
- 情緒面での課題を抱える児童に対応するため、児童が抱えるトラウマなどの課題に着目したアセスメントシートの活用や、心理教育を活用した個別支援の実施により、支援力を向上します。
- 児童の学習環境の充実を図るため、運動・音楽・芸術といった専門性の高い教科の外部講師の派遣、アプリ等を活用した学習や、在籍校への通学、受験を控えた児童に対しては家庭教師の派遣など、児童のニーズに合った学習を提供するとともに、在籍校のオンライン授業の受講についても実施を進めてまいります。
- 児童の余暇活動・外出の充実のため、民間バスの借上げを行い、外出先の選択肢を広げるとともに、児童の気分転換を図ります。
- 児童がくつろげるよう居室空間の改善を図ります。
- 全職員を対象にした権利擁護に関する研修については、第三者委員に講師を依頼するなど、研修を強化します。
- 取組を一層進めるため、一時保護所職員を7名増員しました。

引き続き、一時保護所の支援向上に取り組んでいく